

別表（第5条、第6条、第9条関係）

区分		交付基準	確認書類	有効期間
身体障害者 （※1）	視覚障害	4級以上の者	身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)
	聴覚障害	3級以上の者		
	平衡機能障害	5級以上の者		
	肢 体 不 自 由	上肢 下肢 体幹		
	脳原性運動 機能障害	上肢機能 移動機能		
	内部障害 (免疫機能障害を含む)	4級以上の者		
	知的障害者	療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者		
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者		
	難病患者	特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者	次に掲げるいづれか ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	介護保険被保険者証
上記の区分に準ずる者		次に掲げる全て ・「区分」に対応した確認書類(難病患者の場合は「登録者証(指定難病)」) ・医師の診断書又は医師若しくは療育機関等の意見書		
妊産婦 (※2)		母子健康手帳取得時～出産(予定)日の翌日から1年までの者	母子健康手帳	母子健康手帳取得時～出産(予定)日の翌日から1年
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者	次に掲げる全て ・医師の診断書又は意見書 ・身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)	必要と認められる期間。ただし、5年を上限とする。 (期間が明らかでない場合は1年以内)

(※1) 同一部位に関する障害が重複し、要件該当級以上である場合は、当該区分の総合級により判定する。

(※2) 妊産婦として交付された利用証については、乳児出産後は当該乳児を同伴する場合に限り、その同伴者が使用することができる。